

道路特定財源に係る暫定税率維持を求める意見書

道路は、市民の日常生活、経済活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また、安全・安心のまちづくりのためにも、防災の観点からも一層の整備充実が求められている。

特に本市は、南北道路、東西道路ともに未整備の箇所が多く、市民生活の安全性、利便性向上のためにも、高齢者や障がい者にも優しいバリアフリーを取り入れた歩道の整備等のためにも、早急な道路整備が急務である。また、本市は住宅密集地の多い都市的事業もあり、災害発生時の危険度も極めて高い地域が多く、道路整備は災害時の市民の命を守るためにも優先的な緊急課題となっている。また、JR中央線の連続立体交差事業も早期実現が求められている。

しかしながら、このような状況下で道路特定財源の暫定税率が廃止され、必要な財源が確保できない状況に陥れば、これら市民の生活と安全のために必要な道路整備が著しくおくれ、市民生活に多大なる影響を与えることとなる。

東京都市長会においては、道路特定財源に係る暫定税率維持に関する緊急決議を行い、全国市議会議長会においても同様の趣旨の緊急決議が行われた。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、道路整備の重要性を認め、下記事項の実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 道路特定財源の暫定税率を維持するための法案を年度内に可決成立すること。
- 2 地域の特性に合ったまちづくりを進めるために不可欠な地方道路整備臨時交付金制度を維持すること。
- 3 受益者負担という道路特定財源制度の趣旨にかんがみ、真に必要な道路整備及び維持管理が計画的かつ着実に実施できるようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月28日

三鷹市議会議長 石井良司